

◎淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する
条例等の特例に関する条例

制 定 平 2 2 . 3 . 2 4 条 例 3

最近改正 平 2 7 . 3 . 2 0 条 例 2

第1条 淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第9号。以下「給与条例」という。）別表の規定の適用を受ける職員（淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年淀川右岸水防事務組合条例第6号）附則第5項及び第6項の規定の適用を受ける職員を除く。）の給料の月額は、平成27年4月から平成30年3月までの各月分に限り、別表の規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）を減じた額とする。

（1） 給与条例別表の規定の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（これらの職員のうち、給与条例第5条第9項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）を除く。） 100分の5.5

（2） 給与条例別表の規定の適用を受ける職員でその職務の級が4級以下であるもの（これらの職員のうち、再任用職員を除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

ア 職務の級が1級の職員 100分の1.5

イ 職務の級が2級で勤続年数が20年未満の職員 100分の1.5

職務の級が2級で勤続年数が20年以上の職員 100分の2.5

ウ 職務の級が3級で勤続年数が20年未満の職員 100分の2.5

職務の級が3級で勤続年数が20年以上の職員 100分の3.5

職務の級が3級で勤続年数が30年以上の職員 100分の4.5

エ 職務の級が4級で勤続年数が30年未満の職員 100分の3.5

職務の級が4級で勤続年数が30年以上の職員 100分の4.5

（3） 再任用職員 100分の2.5

2 前項第2号に掲げる職員の勤続年数は、給与条例の適用を受けることとなった日から起算し、毎年4月1日を基準日とする。

（平22条例5、平23条例4、平23条例8、平24条例1、平24条例7、平27条例2一部改正）

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、給料月額とする。

（1） 給与条例第13条の2の規定による地域手当、給与条例第15条の規定による管理職手当

（2） 給与条例第17条の規定による時間外勤務手当

（3） 給与条例第20条の規定による期末手当及び勤勉手当

（4） 職員の退職手当に関する条例（昭和61年淀川右岸水防事務組合条例第9号）第1条の規定による退職手当

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.12.21 条例5）

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平23.3.23 条例4）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23.12.22 条例8）

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平24.3.26 条例1）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.12.21 条例7）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平27.3.20 条例2）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。